⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級管工事施工管理技士、技術士（建設業法第15条第２号イ該当）又は国土交通大臣認定（建設業法第15条第２号ハ該当）の資格を有する者であること。

②　⑴⑷⑺～⑼に掲げる全ての条件を同一の建物で満たす工事の実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年４月１日以降に完成した国土交通省発注工事に係る実績である場合にあたっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

主任技術者又は監理技術者の専任期間は以下のとおりとする。

⑻　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

⑼　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者の通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに、提出した申請書及び資料の取り下げ若しくは入札の辞退を行うこと。

また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項　入札参加者は価格及び「東京国際空港第１庁舎機械設備工事」における「施工体制の確認」及び「施工上の特定の課題等に関する工夫等について」の提案をもって入札し、次の要件に該当する者のうち、⑵によって得られる標準点と、品質確保のための体制その他施工体制の確認及び審査による施工体制評価点と、入札参加者それぞれの提案による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑺　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

⑴　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

⑵　提案について予定価格を超えない入札者に対して、提案が適切であれば、標準点として100点を与えるものとする。施工体制評価点については最高点を30点、加算点については最高点を40点とする。以下に具体的評価項目及び配点の概要を示す。

・「品質確保の実効性」：評価に応じて、15／５／０点の施工体制評価点を与える。

・「施工体制確保の確実性」：評価に応じて、15／５／０点の施工体制評価点を与える。

・「更新期間中の執務環境に配慮した施工方法について」：提案を３段階で判定し、その評価に応じて、４／２／０点の加算点を与える。最大５提案までとする。

・「空気調和設備及び給排水設備のメンテナンス性の向上について」：提案を３段階で判定し、その評価に応じて、４／２／０点の加算点を与える。最大５提案までとする。

なお、提案が適切と認められない場合で設計図書に基づき入札参加する場合は、標準点100点のみを与えるものとする。

⑶　⑴において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定する。

⑷　提案の履行に関する事項　受注者の責により、入札に係る提案が履行されていないと判断された場合は、ペナルティーとして、その程度により工事成績評定を最大15点減ずる措置を講ずる。また、場合によっては契約金額の減額等の措置を講ずる場合もある。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒102―0074 東京都千代田区九段南１－１－15九段第二合同庁舎　東京航空局総務部経理課契約係　名倉　央　電話（03）5275―9312

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成26年８月21日から平成26年９月22日までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前10時から午後５時までの間に、上記４⑴にて無償にて貸与する。

⑶　申請書及び資料の提出期限、場所及び方法　平成26年９月22日午後５時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）すること。提出先は上記４⑴とする。

⑷　入札書の提出方法及び入札・開札の日時及び場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑻　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成26年12月10日午後２時00分とする。

⑼　紙による入札書の持参は、平成26年12月10日午後２時00分とする。

⑽　郵送による入札書の受領期限は平成26年12月10日午後２時00分必着とする。

⑾　開札は、平成26年12月11日午前10時00分より東京航空局総務部経理課にて行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。

ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、入札保証保険契約を締結又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金の納付を免除する。

②　契約保証金　納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、提出した提案により、競争参加資格を認められた者は当該提案に基づき入札を行うこととし、それ以外の者にあっては標準案に基づき入札を行うことを条件とする。これに違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　上記３に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは落札者としない。

⑸　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑹　手続における交渉の有無　無。

⑺　契約書作成の要否　要。

⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑼　提出資料のヒアリング　提出されたすべての資料については、当局の判断によりヒアリングを行う場合がある。

⑽　提案の採否　提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。